

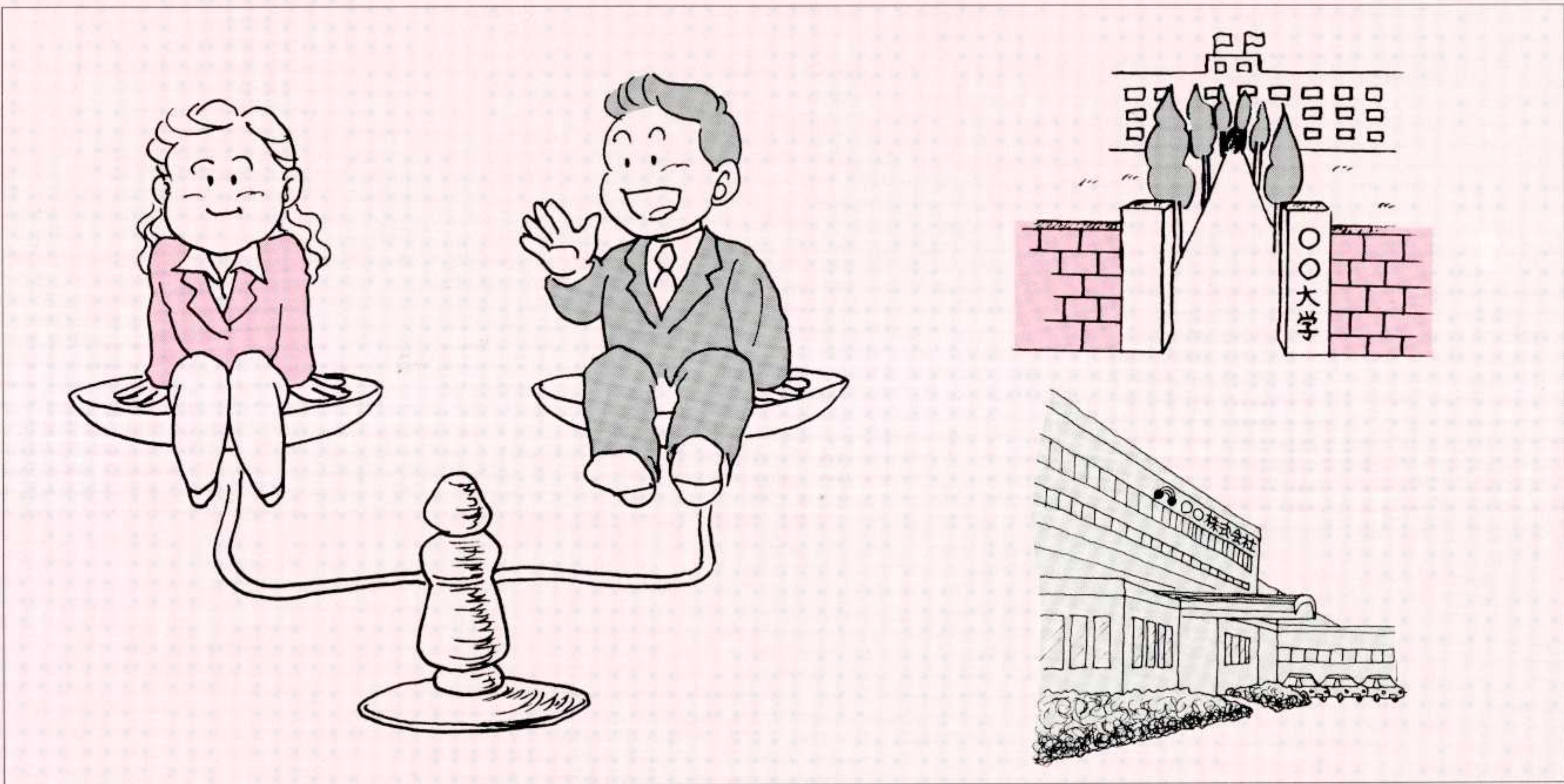
女子学生の就職問題に関する特別相談窓口を
ご利用下さい。

- 婦人少年室は、労働省の出先機関で、各都道府県の県庁所在地に1つずつあります。
- 婦人少年室では、女子学生から相談を受け付け、アドバイスや情報を提供するとともに、相談内容が、均等法に照らし問題のある場合には、企業から事情をきくとともに、助言、指導を行います。
- 女性が不利に取り扱われていると思ったら是非一度婦人少年室にご相談下さい。相談は来室に限らず、電話、FAX、手紙など何でも結構です。

都道府県名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
	030	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	0177-35-1033	0177-77-7696
	020	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	019-622-4645	019-623-0440
	983	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
	010	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	0188-62-6684	0188-62-4300
山形県	990	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎	0236-24-8228	0236-24-8246
	960	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	0245-36-4609	0245-36-4658
	310	水戸市北見町1番11号	029-221-3915	029-233-0725
	320	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
	371	前橋市大手町1丁目1番3号	027-231-5136	027-232-9639
埼玉県	336	浦和市岸町5丁目8番13号	048-822-4273	048-832-4887
	260	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
	112	文京区後楽1丁目7番22号	03-3814-5372	03-3814-5619
	231	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7380	045-211-7381
	951	新潟市川岸町1丁目56番地	025-266-0047	025-265-6420
富山県	930	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎	0764-32-2740	0764-32-3959
	920	金沢市西念町103街区12番地 金沢駅西合同庁舎	0762-31-3086	0762-21-3087
	910	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
	400	甲府市美咲1丁目2番13号	0552-52-6779	0552-54-4677
	380	長野市旭町1108番地 長野第1合同庁舎	026-234-7817	026-234-7820
岐阜県	500	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-3046	058-245-3425
	420	静岡市追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-252-5310	054-252-8216
	460	名古屋市中区三ノ丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-4191	052-951-4193
	514	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-228-2782	059-228-2785
	520	大津市御幸町6番6号	0775-23-1190	0775-27-3277
京都府	604	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地	075-241-0504	075-241-0493
	540	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-941-4647	06-946-6465
	650	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎	078-332-7045	078-332-7005
	630	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1820	0742-36-1821
	640	和歌山市中之島2249番地	0734-22-4743	0734-22-4881
鳥取県	680	鳥取市東町2丁目302番地 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-3249	0857-29-4142
	690	松江市東朝日町76番地 労働総合庁舎	0852-31-1161	0852-31-1505
	700	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
	730	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-223-2878	082-223-2875
	753	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	0839-22-8017	0839-22-3880
徳島県	770	徳島市徳島町城内6番6号 徳島地方合同庁舎	0886-52-2718	0886-52-2751
	760	高松市天神前5番12号	0878-31-3762	0878-31-3759
	790	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
	780	高知市鷹匠町2丁目1番42号	0888-72-2598	0888-72-2410
	812	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-4894	092-411-4895
佐賀県	840	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7150	0952-32-7151
	852	長崎市岩川町16番16号 長崎合同庁舎	0958-44-4384	0958-44-4423
	860	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
	870	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎	0975-32-4025	0975-37-1240
	880	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-25-5531	0985-25-5543
鹿児島県	892	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-222-8446	099-222-8459
	900	那覇市久米2丁目30番1号	098-868-4380	098-869-7914

就職を希望されるあなたへ！

婦人少年室はあなたの就職活動を応援します
まず、婦人少年室へご相談を



- あなたの就職活動は順調に進んでいますか？
就職活動に当たって、あなたが女性であるという理由だけで、希望する企業に応募する機会が得られなかったり、必要な情報をもらえなかったりしたら、あなたはどうしますか？
最近の雇用情勢を背景として、女子学生等の就職にも厳しいものがありますが、このような時期にあっても、男女について均等な取扱いをすることが強く要請されることは言うまでもありません。
あなたが入社を希望する企業が男性しか募集していなかったり、女性に男性より不利な条件を付けていたり、募集・採用の手続きで女性の方が不利になっていたりしても、すぐにあきらめずに、自ら又は大学等学校を通して企業に働きかけることも重要です。
それでも企業の門戸が開かれない場合、また、その理由が「あなたが女性である」ということのみによると思ったときは、最寄りの婦人少年室に相談してみてもいいでしょうか。各都道府県ごとに設置されている婦人少年室では、みなさんがスムーズに就職活動を行えるよう、4月～10月の間、**特別相談窓口**を開設しています。
就職活動において、**男子学生と比べて不利に取り扱われていると思われる場面に出会った時には**、このリーフレットを参考として、**婦人少年室**にご相談ください。

平成9年度
労働省婦人局／婦人少年室

男女雇用機会均等法で募集・採用について定めていること

均等法では、事業主に、労働者の募集・採用に当たって、女性に対して男性と均等な機会を与えるよう努力することを求めており、そのための具体的な目標を次のように定めています。

具体的目標 1

事業主は、募集・採用に当たって、女性であることを理由としてその対象から女性を排除しないこと

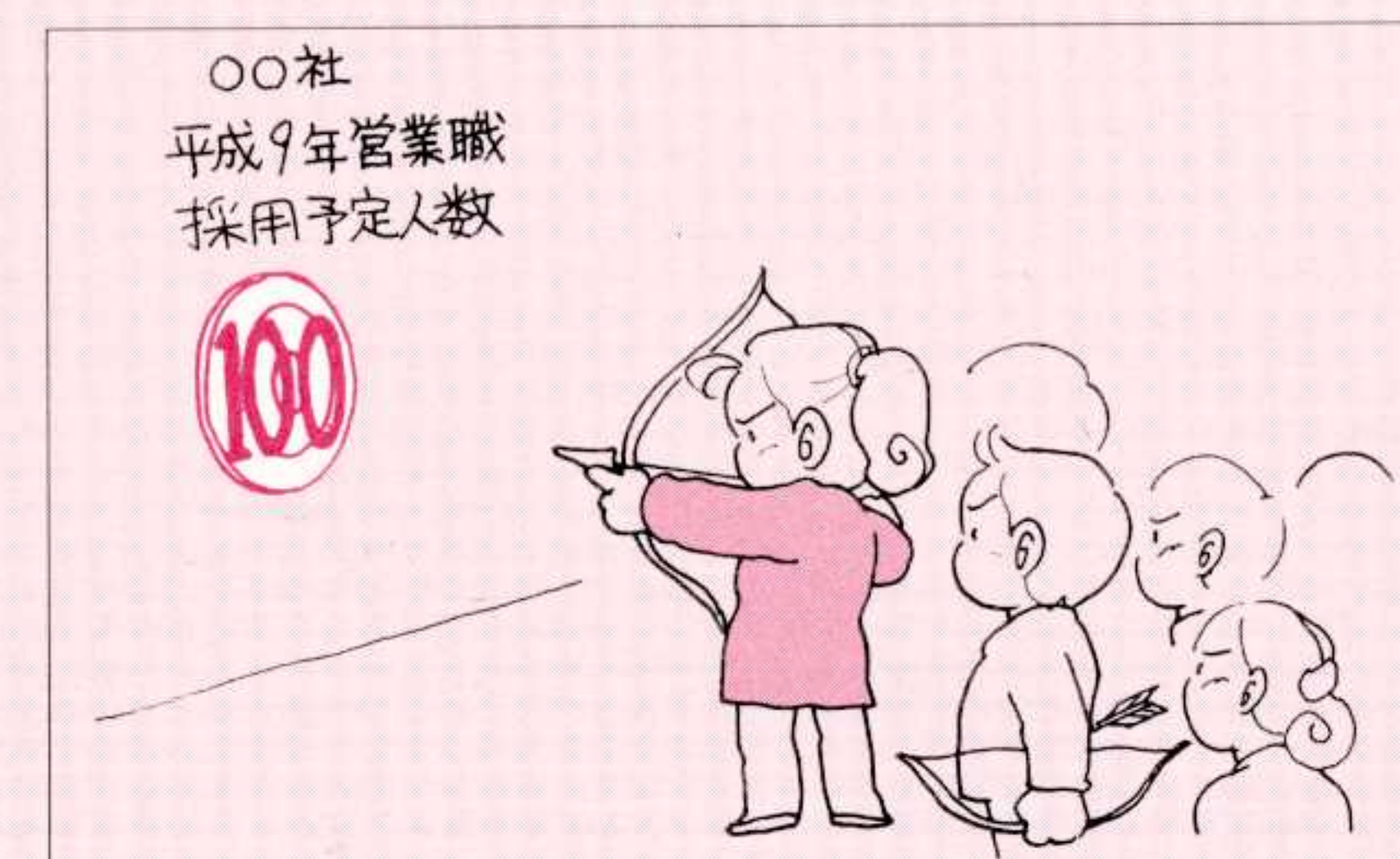
(排除していると認められる例)

- ① 総合職、大卒技術系、高専卒などの募集で男性のみを募集・採用の対象としているケース
- ② 形式上男女を募集の対象としてはいるが、応募の受付は男性のみとしているケース



具体的目標 2

事業主は、募集・採用に当たって、女性についての募集・採用する人数の限度を設けないこと



(限度を設けていると認められる例)

- ① 「大卒男性70人、大卒女性30人」等男女別の採用予定人数を明示して募集するケース
- ② 男性の選考を終了した後で女性の選考をするケース

留 意 点

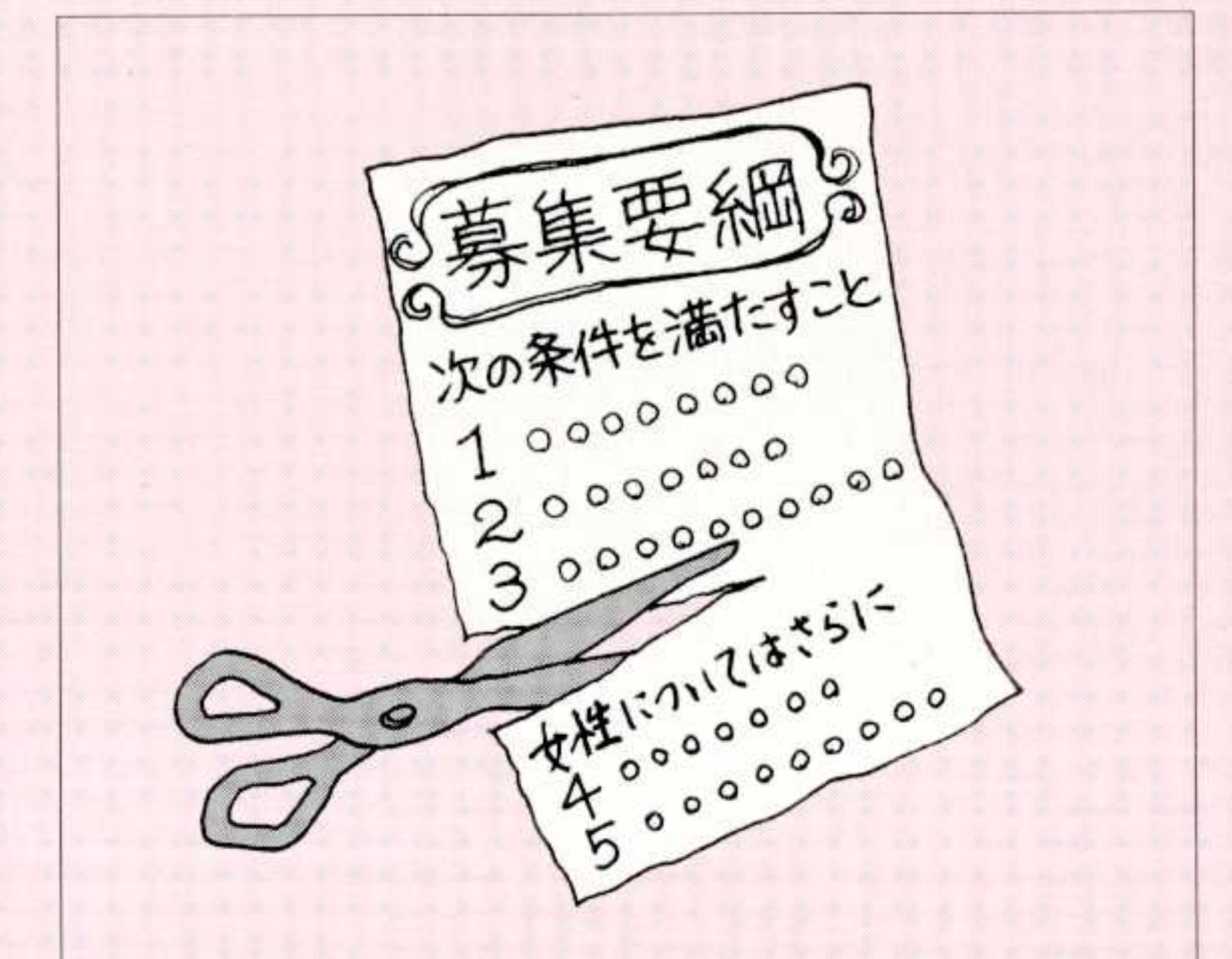
- 1 女性が排除されているか、女性に不利な条件が付いているかを判断する場合は、募集・採用区分（大卒総合職、大卒技術系、高専卒など、学歴と職種により区分されています。）ごとにみて、同じ区分の男性と比較して判断してください。
- 2 深夜業を伴う業務など、労働基準法で女性の就業が禁止されていること等により、均等取扱いができない業務については、男性のみの募集・採用や「大卒男性70人、大卒女性30人」等の男女別枠の募集・採用であっても、男女雇用機会均等法に反するとは言えません。

具体的目標 3

事業主は、募集・採用に当たって、年齢、未婚・既婚の別、通勤の状況等の条件を付ける場合においては、男性と比較して女性に不利なものとししないこと

(不利なものと認められる例)

- ① 「男性25歳未満、女性23歳未満」というように、応募できる年齢の上限を、男性よりも女性の方を低くしているケース
- ② 女性についてのみ、未婚であることを条件とするケース
- ③ 女性についてのみ、自宅から通勤することを条件とするケース
- ④ 女性についてのみ、浪人又は留年していないことを条件とするケース



具体的目標 4

事業主は、求人内容の説明等募集・採用に関する情報の提供について、男性と比べて女性を不利に取り扱わないこと



(不利な取扱いと認められる例)

- ① 男性にのみ会社案内等の資料を送付するケース
- ② 男女別に内容の異なる会社案内等の資料を作成するケース
- ③ 女性に対する会社案内等の資料の送付の時期を男性に比べて遅くするケース
- ④ 会社説明会を男女別に開催したり、会社説明会の対象から女性を除くケース
- ⑤ 女性を対象とする会社説明会の開始時期を男性より遅くするケース

具体的目標 5

事業主は、採用試験の実施に当たって、男性と比較して女性に不利な取扱いをしないこと

(不利な取扱いと認められる例)

- ① 男性については筆記試験等を実施しないが、女性についてのみ、筆記試験等を実施するケース
- ② 男女共通の採用試験の他に、女性についてのみ、さらに別の採用試験を実施するケース

